

令和6年第6回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年5月10日（金） 午後1時30分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) (仮)白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
について
(3) 白井市議会委員会条例の一部改正について
(4) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和人委員・徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
主査 補 會 卓也
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午後1時30分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 こんにちは。どうもお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと間が空きましたね。前回の議会の最終日から1か月以上たってしまっていて、連休も終わっちゃったところなのですけれども、懸案になっていることが幾つかありまして、そろそろ協議詰めないといけないなと思って、お集まりいただいた次第です。

三つあります。次第に沿って進めたいと思いますけれども、御協議のほう、よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和6年第6回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題の1、申し合わせの整理についてを議題といたします。

これは、サイドブックの資料のほうにも掲載されているところですが、次第の次の01-1、申し合わせ整理というところが、その該当箇所になります。これについては、まず事務局から説明をお願いしようと思います。お願いします。

○松岡議会事務局長 それでは、申し合わせの整理について、簡単に御説明をさせていただきます。

前回の申し合わせの改定が、令和4年の4月の第5回議会運営委員会にて実施をされて以来、今日まで実施がされていない状況でございます。このタイミングで整理をさせていただきたいと思ひまして、これから御説明のほうをさせていただきます。

お手元に配付の資料1を御覧ください。今回、御審議いただきたい事項を大別いたしますと、二つございます。

一つ目は、令和4年度・5年度中に追加があった申し合わせについて、2か所ございます。

それから二つ目は、現行の運用と合わなくなっている申し合わせについて記載をさせていただきます。

まず、一つ目の令和4年度・5年度中に追加のあった申し合わせにつきましては、ページ数で申し上げますと、6ページの第5章、第2の10でございます。こちらについては、令和5年11月17日の議会運営委員会での決定事項を追加させていただいたものでござい

ます。

二つ目は、14ページ、第9章、第2の4でございます。こちらについては、令和4年7月29日の議会運営委員会での決定事項でございます。

続きまして、二つ目の現行の運用と合わなくなっている申し合わせにつきましては、4ページから29ページまで、10か所ございます。こちらにつきましては、委員の皆様で、改正する、しないも含めまして御審議をいただけたらと思っております。いずれにつきましても、この表の右側に改正等の理由を記載させていただいておりますので、こちらと合わせまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、終わらせていただきます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

先例、申し合わせ、事例集があるわけなのですが、それについて議運で改正しましょうとか、あと、現行と合わなくなっている部分とかを議会事務局のほうでピックアップして表にしてくれているわけで、とても見やすい表なので分かりやすいのですが、これで現行という欄のところ、今の申し合わせの移したもの、そのまま全部載っかっています。改正後という欄が、今まで話し合ったこととか、現行とちょっと合わなくなっている部分で、事務局が見つけてくれた部分についての記載があります。なので、その赤字の入っている改正しているところ、修正のあるところを1個ずつ拾って、見ていこうかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 1ページ、2ページはないですね。3ページもありません。

途中で、何かこれ、そうなんじゃないというのがあったら、どうぞおっしゃってください。

4ページ目に最初のが出てきます。開かれていますか。第5章のところですね。削除とありますね。継続審査に付した議案等は、次の会議においては印刷配付をしない。（先例として踏襲事項）とあるということですが、これは、現行の運用として継続審査に付したものというのは、議案というのあまりないし、印刷を次の会議において改めて配付するというのも、私は記憶がないですが、どうでしたっけ。これは、もう現行やっていないから削除してはどうかというのが事務局案ですが、どうですか。

○岩田議長 一つずつやっていくのですね。

○柴田委員長 はい。

○岩田議長 分かりました。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 継続審査ですから、その会期で決められなかったものを継続しますといった場合に、例えば、6月議会であれば9月議会に同じものをするのだけれども、今データになると、仮に、今、現状として継続審査なんてほとんどないけれども、仮にそうなった

場合は、これを削除しちゃうと、改めて配付するということですかね。

○柴田委員長 ということか、そこは何か考えありますか。特にないですか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 これまでサイドブックスでも配付をしてきたということが、運用に合わせたということを出させていただいておりますけれども、改めて配付をサイドブックスのほうでさせていただいた場合に、また、そのデータの保存の容量なんかも増えてくるというシステム上の問題もございますので、その辺りをどうするかというところが、一つ検討事項としては残ってくるのかなというふうに思います。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 これは、やっぱり残すべきじゃないですか。印刷をどうするかは別として、継続審査に付した議案は、次の会議において配付はしないとすれば配付をしないで済むのだけでも、これを取っちゃったら、その都度、配付しなきゃいけないですよ。なので、これは先例ですよ、先例だから、前にこういうことがあったということのをこれからも踏襲しようとするのであれば、私はこのまま残すべき、もしくは印刷のみを削除するべきだと思いますけれども。

○柴田委員長 そうですか。

いかがでしょうか。

副委員長、何かありますか。

副委員長。

○広沢副委員長 これ、もともとは紙配付でやっていたときのことなので、印刷、再度しないというふうに書いてあるのですけれども、今はデータになったので、配付をしないというのが現状を表現している書き方になると思うのですけれども、データの容量のことを今、出しましたが、フォルダーの保存する場所を変えとか、分かりやすくすることによって補えるのかなということ。

○柴田委員長 容量を増やさないで。

○広沢副委員長 これ、確かに先例なので、こういうことがあったということは残しておいてもいいかなという気はするのですけれども、実務的には、再配付というか、継続審議になったやつは、例えば、継続審議のフォルダーの中に移動させて分かりやすくさせるとか、そういう実務的なことで補ってやっていくのがいいかなと思います。

○柴田委員長 実務的に、そういうふうにフォルダーを移動させるということで、容量を増やさない工夫とかはできるのでしょうか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 可能でございます。

○柴田委員長 サイドブックスになったので、印刷配付をしないので、印刷は少なくとも取るべきかなと思います。配付も、そのサイドブックスの場所を確保した上で、そこに掲

示するというのであれば、何も改めて再掲することもなくて、そこを見に行けばいいということなので、どうでしょうか。配付をして、何か意味がよく分からないなと思って、実は見ているのですけれども、印刷配付をしない。その代わりに、サイドブックスが、どこかにフォルダーがあるよということですよ、現行は。先例だから、このまま、先例はこういうことがあったよということで残しておくか、印刷というのを取るのか。受け取り方がちょっと難しいですよ。先例として乗っかっているわけですよ。

副委員長。

○広沢副委員長 先例として乗っかっているということは、通常は、その先例のとおりに行っていくということで、生きていくと思うのですけれども、生き続けるというか、踏襲していくものだと思うのですけれども、そのときに、現状に合った表現の仕方が必要かと思うので、印刷配付は、もうもちろんないのですけれども、運用が今もないので、再配付をしないとかいう書き方はいかがでしょうか。

○柴田委員長 いいですね。

どうですか。いい御提案かなと。

徳本委員。

○徳本委員 私も再配付とすればいいんじゃないかなと思っていました。これを削除するというのは、印刷じゃなくデータになっているからという意味で、削除という提案なのですか、これは。もしそうなのであれば、普通に、もう一度は配らないよという意味で、再配付しないということで問題ないなと思います。

○柴田委員長 いかがですか。この印刷配付をしないというのは、再配付をしないというふうな表現にさせていただくということにしたいと思いますので、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。一つ終わりました。

これって、すみません、細かいことですが、書き方として、先例として、この2行があったわけで、この先例の中の一文句をこういうふうに変えるときというのは、再配付をしない（何月何日の議運で決定）みたいに、そこをまた追加がどうなったかというのは、表示するような書き方にするのですか。先例だから、先例の中の文言をちょびっと変えたわけですよ。

○岩田議長 じゃなければ申し合わせになっちゃうものね。申し合わせに移動させることに。

○柴田委員長 申し合わせに移動ですか。先例というのは、もうやったことを消しましたというだけの位置づけなので、再配付しないと、その文言をいいふうに直したとしても、先例をこのように直しましたというの、何か変ですね。すごくいいなと思ったのだけれども。

副委員長。

○広沢副委員長 そうすると、申し合わせにもし移動するとすると、もう削除でいいんじゃないかということになるかと。

○岩田議長 そういうこと。申し合わせに移動でいいんじゃないの。

○柴田委員長 逆に、実務的にフォルダー、継続というのをフォルダーをつかって、そこに移動するというようなことまでは、ここに書かずに、再配付も何もしないのだよと、フォルダーには残っているけれども、そういうことを文章上に記すこともないよということで、削除というのも一つですよ、確かに。申し合わせにするようなことかなとも思うしね。

○石井委員 そのほうがすっきりするかもしれない。

○柴田委員長 どうですかね。

○田中委員 これはいいんじゃないですか、削除したって。

○柴田委員長 じゃあ、田中委員もそうおっしゃっていますし、削除にしましょうか。

○岩田議長 そのときに考えればいいから。

○柴田委員長 じゃあ、この事務局案どおりに削除ということに。

○岩田議長 了解。

○柴田委員長 では、4ページは終わりました。

次のページに行きますと、一番上にありますね。現行が、定例会の議案は、議運委員には議会運営委員会の開催日に審議資料として配付し、他の議員には会期日程及び議事日程を含めて、議運開催日の午後に全員協議会を開催し、配付するというふうに確かになっていました。ところが、今はサイドブックスがあるので、議運の前日に全員に配付というか、載つけられるわけなので、これは全く現行を変えて、改正案のように、定例会の議案は、議員全員に議会運営委員会の開催日の前日に配付する。こうシンプルになっているから、私はこれでいいかなと思います。

○田中委員 よろしいと思いますね。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 現状とすると、データで全員に同じものを議運の前に送っているのだけれども、今までは議運で決定した会期日程とか議事日程も、議運の午後の全協に配付したのですよ。ここで会期日程、議事日程がなくなっちゃったら、まずいんじゃないの。であれば。

○柴田委員長 議案しか書いていないからね。

○岩田議長 議案、なので、会期日程及び議事日程も。

○柴田委員長 案を含めて。

○岩田議長 そこを入れないと駄目じゃない。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 事務局に、これを削除した理由を伺いたいのですけれども。

○柴田委員長 事務局長。

○松岡議会事務局長 こちらもサイドボックスの運用に伴ってということで書かせていただいたのですが、今、御意見頂いたとおり、この書き方ですと、議案のみで、議事日程だとか委員会日程は取り残されたというか、消えてしまったような状態になっていると感じましたので、例えば、前段は同じような文章で、議会運営委員会の開催の前日に配付しとして、その後に会期日程及び議事日程は、議会運営委員会後の全員協議会で配付するとか、何かしら、そういった文言を付け加えないとおかしいかなということをお感じのところですか。

以上です。

○柴田委員長 現在は、議案プラス議事日程（案）というものをみんなに配っている状況ですよね。だから、案がついているのであれば、議事日程も会期日程も今やってくれているとおりでいいような気がするけれども、どうでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 要は、議運決定後は、会期日程とかは案じゃなくなるわけですよね。そうすると、最初、案で送ったものに引き続いて、案が取れたものが当然、一般質問も含めて送られてくるという状況であれば、システム上は分からないけれども、まずは、議案はその前日に送ると。そのほかは議運開催後、送るというふうにしておいたほうがいいかなと思うのだけれども。決定したものを。

○柴田委員長 したものを2回、差し替えて直すのではなく、決定したものを送ってはどうか。

御意見どうでしょうか。

確認ですが、現状は、議運開催日の前日に、議案プラス議事日程も会期日程も、案をくっつけて、丸ごとみんなで共有するようにしているということですよ。そうすると、議運の委員も会期日程（案）とかが見られないことになっちゃうよね。議運のフォルダーにそれが乗っかるわけだから。協議会にしますね。

[休憩 午後1時49分 再開 午後1時51分]

○柴田委員長 それでは、現行のものについては、議会運営委員ではなく議員全員に対して、この事務局の御提案のとおりで、開催日の前日に議案と議事日程（案）及び会期日程（案）を配付するということがよろしいのかな、前日に。定例会の議案の後に、議案及び会期日程（案）の中黒、議事日程（案）は。議長。

○岩田議長 議案は、議運が終わっても案は消えないので、本会議があるまで、ほかの議事日程等は案があって、議運で決定して初めて案が消えるわけですよ。だから、定例会

の議案及び会期日程、議事日程（案）等は、議会運営委員会の開催日の前日に、議員全員に配付するというような感じかな。「てにをは」を直して。議案及び会期日程等でもいいけれども、会期日程、議事日程等は、議会運営委員会開催日の前日に全議員に配付するかどうか。

○柴田委員長 今、案が入らなかったけれども、さっきは案が入っていたのですけれども、案は入れますか。

○岩田議長 案は入れる。

○柴田委員長 案を入れた分で、そのように行くという、まとまりました。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 5ページは終わりです。

6ページ、二つ目ですね。申し合わせの現行が上から二つ目ですね。議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない。これは分かるので、改正後がどうなっているかという、議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない。なお、委員会発議の場合は、委員全員を発議者とするというのを加えたらどうでしょうかというのが事務局の案ですね。

改正とか修正の理由が、委員会発議の場合、提出者が委員長1名の記載となることから、委員の討論について明確にする。

副委員長。

○広沢副委員長 これ、今まで明記されていなかったもので、こういうことが起こっていたということがあったということで、これは明記したほうがいいと思います。事務局案に賛成です。

○柴田委員長 整理をしますと、議案の発議者と議員、その議案に対して討論することができない、議案の発議者となった議員、それは分かるのだけれども、それが委員会発議になった場合はどうするかということが今まで示されていないから、ここに追記しましたということで受け止めてよいのでしょうか。そういうことになるのかな。そうすると、委員会発議の場合は、委員全員が発議者となるから、委員会の委員は討論ができないというふうにも読み取れてしまうけれども、そう。

副委員長。

○広沢副委員長 そういうことだと思います。委員が討論する場合は委員会の中でやって、委員会発議ということは委員全員が発議者になるということで、本会議では討論はできないということを明確に書いて周知をしておくということが必要なのだろうと思います。

○柴田委員長 そういうことに捉えられますし、それで皆さん、これ、共通認識ができていなかった部分だと確かに思いますので、委員会発議という形。

議長、どうぞ。

○岩田議長 確認というか、要は、委員会発議というのは、委員全員が賛成じゃないと委員会発議はできないわけですよ。1人でも反対がいれば、それは賛成者が複数で発議をする。それは委員会発議ではなくて、あくまでも議員発議なわけですから、委員会発議をしたら、全員が賛成者なのだから全員が発議者、つまり、委員会のメンバーは、どなたも討論ができないという意味ですから、この改正の案で、このままでいいと思いますよ。

○柴田委員長 皆様、よろしいですか。

○田中委員 結構です。

○柴田委員長 徳本委員とかも、いいですか。

○徳本委員 はい、そういう意味だと思っています。

○柴田委員長 分かりました。これは、このように直します。

共通認識として、ここには書き込まないけれども、発議者なのだから討論は駄目だよというのが共通認識であればいいかなというところですかね。分かりました。

では、次です。これが6ページが一番下ですね。これは、この議会運営委員会で決定したことになる。発議案及び決議案の提出締切日は、会期中の委員会付託日の午後5時とする。この提出締切日の提出に当たっては、内容や署名が確定したものを正式に提出することとする。

なお、原則として提出後の修正は、認めない。

また、常任委員会に付託された請願及び陳情の審査結果に伴う発議案や決議案の提出については、この限りではないというのを昨年の11月の議運で協議をした記憶が皆さんもあるかと思いますが、表現の仕方については、こういうことでよろしいでしょうか。いいですか。

議長。

○岩田議長 この原則はというのは、例えば、大臣が代わったとか、何か変動があった場合の意味をしていますので、これが議運で決定したことです。これでいいと思います。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 この黄色いラインの、なお、原則として提出後の修正は、認めないというところについての論点としては、今、議長がおっしゃったような、内容が少し変わるようなことは修正、認められないのですけれども、「てにをは」を変えるとか、それは、これまでどおり修正することができるので、これをあえて書くか、書かないかというところが論点になると思うのですよね。そういう意味で、今まで同じであれば、あえて書くことによって何も認めないという誤解が含まれる可能性もあるのかなというところが心配なのですけれども。

○柴田委員長 この1行は特になくても、今までと同じことでいいのではないかという御意見ですよ、副委員長はね。

どうぞ。

○広沢副委員長 取り方なのですけれども、内容が変わったからという、ここで議論されたので、内容が変わったからといって、国の意向が変わったからといって内容をそれに修正していかどうかというのが、まさにここで議論して、駄目ですよとなったので、そういう意味で、ここに明記しておくということも、一方では必要だと思うので、その辺の話し合いなのかなと思います。

○柴田委員長 内容が変わったら、取り下げですよ。

○広沢副委員長 そうです。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 そういうふうに決まったので、だから、ここに書いているのかなということだと思うのです。なので、そこをどういうふうを書くべきなのか、そこが議論の論点だと思いますけれども。

○柴田委員長 今まで同様、議長の裁量で大臣名などを、大臣名も議長の采配でいいのですか、宛先。文章の校正とか、変な「てにをは」は、議長の名の下に訂正しますと本会議場でも言っているし、そこら辺の訂正は全然構わないと思うのだけれども、人名。

議長。

○岩田議長 これは、読み取り方、受け取り方で、内容や署名、つまり内容が確定したものを正式に提出することとするという、訂正ができないというふうになっちゃうのですよね、確定したものって。だから、この、なおがあれば、若干、それは議長の采配なのか、「てにをは」とか、大臣が代わったということ認めるよという意味なので、なおがあってもいいのかなと思うけれどもね。確定したもの、正式にだからね。

○柴田委員長 議長は、今、考え方として、本当に直せないという状況ではなく、そこにちょっと直せる部分を残しておいたということだと思いますけれども、それでどうですかね。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それで、このまま議運のとおりとします。ありがとうございます。

次、7ページ、ありません。

8ページ、ありません。

9ページ、ありません。

10ページ、ありません。

11ページ、ありません。

12ページ、ありません。

13ページ、ありません。

14ページの一番下ですね。質問の順位は、通告締切日の午後1時から、くじにより決定する。くじ引きについての特別な事情はどうするかということですね。

後段のほうだけ読みます。特別な事由がある場合に限り、通告時に議長へ届出をし、許可を得た場合、議員間の入れ替えができることとする。なお、この場合も期限は同日午後3時までとする。これを令和4年の議運で決定をしています。

議長。

○岩田議長 この通告時という読み方なのですからけれども、通告の締切日って決まっていますよね。

○柴田委員長 はい。

○岩田議長 通告時というのは、一般質問を議会事務局に出すときに通告時だと思うんですよ。そうすると、当日の午前中に通告する人もいれば、1週間前に通告する人もいるわけですよね、いろいろ、早い人は。そうすると、通告したのだけれども、その後に特別な事由が発生する可能性があるわけですよね。なので、この通告時というところを通告締切日までにとかにしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○柴田委員長 1週間前に通告したけれども、いろいろ諸事情を考えて、その通告の締切りまでに、やっぱり変わらせてもらおうみたいに考えが変わることも、そういう状況になることもあるかもしれないしということですよ。通告したときではなく、自分が通告したときに順番を配慮してねというのではなく、通告締切りのとにかく12時まで、その日の通告する最終日の12時までに、何かあるときは申し出なさいねということですよ。いいと思います。

通告締切時までに。よろしいですか、事務局。

通告時ではなく、通告締切時までにということに変えます。いいですか。

次に進みます。15ページはありません。

16ページがあります。真ん中辺、会議録についてです。

会議録は、最初のほう、議員及び執行機関に配付するというのは、もう今これ変わっていますので、確かに。変えた改正案が、会議録は、議員に配付しないこととする。原本2部については、議会事務局及び執行部でそれぞれ1部を保管する。議員に配付しないこととするというの、現行そうなので、いいと思うのですけれども、原本2部って、会議録って2部しか作らなくなっているのですか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 2部、作成しております。

○柴田委員長 それぞれ1部を保管するになっているから、2部しかもう作っていないのかと思ってしまったのですが、とにかく議会事務局に1部ありますよということですよ。

議長。

○岩田議長 確認していいですか。原本2部は分かるのですけれども、この執行機関というのは、どこで何部なのですか。配付の執行機関として。

○柴田委員長 事務局長。

○松岡議会事務局長 こちらは、秘書課に1部、それから情報公開コーナー分として1部、それから教育総務に1部、図書館12部、コミュニティセンター1部、西白井コミュニティプラザ1部、5階図書館の納品で3部ということになります。

○柴田委員長 コミセン、コミプラにはあるけれども、センターにはないんだ。
事務局長。

○松岡議会事務局長 失礼しました。図書館12部と申しあげましたのは、公民館にあります図書館ということで、図書館を通じて、そちらのほうに配付されているということでございます。

○柴田委員長 ということで、執行部で1部という書き方は、1部しかないのというふうになっちゃうかなというところなのかなと思うのですけれども。原本というのが、いわゆる冊子になってできてくるのとは、また別ということみたいですね。

○岩田議長 別ですね。

○田中委員 署名しているやつですよ、会議録。

○柴田委員長 事務局長。

○松岡議会事務局長 原本につきましては、最後に署名を直筆でしていただいているものを指しております。

○柴田委員長 議長が2回、署名しているということですか。

○岩田議長 と議事録署名人だけ。

○柴田委員長 原本に2回書いているということ。じゃあ、これでいいわけですね、原本だから。署名しているのが議会には1個あって、もう一つは執行部のほうに置いていますよということ。このままでよろしいかなと思いますけれども、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

次が会議録について、各出先機関に備えることとした、閲覧用というのを追加されているわけですね。

事務局長。

○松岡議会事務局長 こちらの閲覧用とわざわざ明記しましたのは、先ほどお話がありました原本2部の場合は、直筆の署名が入っているのですけれども、閲覧の場合には、署名ではなくて名前が印字されたものになっておりますので、あえて原本と区別をするような、そういった意味合いで、閲覧用というふうに書かせていただいたというのが理由でございます。

○柴田委員長 何か変更したほうがいいのか、ありますか。このままでいいでしょうか。いいですか。

次に、一番下ですね。元のは、議会議事テープコピーは、事前請求のあった本人の一般

質問に限り認める。一般質問の通告のとき、昔、カセットテープを提供してくださいとありましたね。自分の声を聞きたい人は。

○石井委員 知らない。

○柴田委員長 でも、これ今、機械自体もないし、やっていないので、削除でどうですかということが。

○田中委員 結構です。

○岩田議長 今、ホームページで見られるのでね。

○柴田委員長 削除をお願いします。

17ページ、ありません。

18ページ、一つあります。真ん中辺ですね。議運は、会派からの選出とし、会派の構成員2名につき1人の委員選出とする。これを事務局案としては削除。

事務局長。

○松岡議会事務局長 こちら削除と書かせていただきましたが、その次の19ページの第11章の第2の13のところの現行の中に同様の記述がございましたので、二重になっているということで削除を提案するものになります。

○柴田委員長 まるで同じ表現ですね。会派の構成員2名につき1人の委員を選出する。会派の構成員2人につき1人の割合で選出し、各常任委員長を。いいですか、削除で。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 これ、削除をお願いします。

19ページが今、局長が引用された部分になります。2人につき1人ですよということと、これ、要は脱字がありましたから、脱字を入れましょうということですね。これは、このまま入れていただいて。

20ページです。一番上、議運の委員構成について。同じみたい。

○岩田議長 そこに変わったから、削除したんじゃない。

○柴田委員長 局長。

○松岡議会事務局長 今、20ページは、前の19ページから、そのまま続いているものですので。

○柴田委員長 要らないですね。

○松岡議会事務局長 そちらは、になります。

○柴田委員長 分かりました。すみません。20ページは、それで終わりです。

21ページ、これで終わりましたね。

○岩田議長 まだ。26ページ。

○柴田委員長 失礼しました。まだまだ22ページ。

○田中委員 26までですね。

○柴田委員長 22ページ、次が23ページ、特になし。

24ページ、特になし。

25ページ、特になし。

26ページ、ありますね。26ページ、一番上です。請願と陳情に関して、請願書及び陳情書を提出する場合は、持参によることとする。請願書及び陳情書、陳情書が抜けているから、陳情書を入れますということと、陳情書を提出する場合は、持参によることを原則とするが、郵送による提出も受け付けることとする。今まで特にそういう決めはないけれどもということですか。

議長。

○岩田議長 現行は、右のように、請願書も陳情書も持参によることとなっているのですよね。なので、陳情の場合は、市外、県内からも多く来るので、郵送を認めようとするというのが改正案だと思うのですけれども、郵送以外にも、例えば、メールとかデータで来るのはどうなのかなというのがあるのだけれども、現状とすると、郵送でも認めているので、いいのかなと思いますけれども、改正案で。

○柴田委員長 メールで来たりすることもあるのですか。

○松岡議会事務局長 今のところ、ないです。

○柴田委員長 それこそオンライン化の一環で、メールでの郵送がとかありますよね。でも、取りあえずは、今は持参か郵送かということなのですよね。取りあえずは、これ、確かに市外の方は、みんな郵送かなと思いますので、こういうふうに加えてもらってもよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○柴田委員長 これは、付け加えということをお願いします。

27ページは、ありません。

28ページ、ありません。

29ページ、退任する方に議場でお花を渡しています。花束（女性議員）を渡した例がある。あえて、女性議員なんて書かなくてもいいのではないだろうかというのが提案です。

議長。

○岩田議長 事例ですからね。町の時代。退職する町長に、議場で議長が謝辞を述べて、花束を渡したと。それが、このときは女性議員だったという事例を、そうなんだというのは残しておいてもいいんじゃないですか。あのとき、こうだった。これ取っちゃったら、その下の場合、何も書いていないでしょう。わざわざ女性と、そういう時代だったんだというので、このままでいいんじゃないですか。

○石井委員 そうですか。

○岩田議長 こういうことまで、事例だからね。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 こういうことがありましたよと、わざわざ申し合わせの、この白井市議会、

先例、申し合わせ、事例集というふうには、これ延々と、これからも新しい議員さんに送られていくものですよね。確かに、こういう時代があったという程度のことですが、この程度のことだからこそ、今の時代、これ要らないんじゃないですかというのは、私は逆に、この女性議員とあえて書かなくていいと思っています。先例とはいえ、書かなくていいと思っています。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 いろいろあって変わっているのですね。例えば、この4番目も、議員控室で退職する職員に花束を渡した例があるのですね。今は議場で渡しているじゃないですか。そういうことも載せていないわけですよ。なので、この時代はこうだったのだというので、じゃなければ、全部消しちゃってもいいと思うのだけれども。

○石井委員 そうすると、事例全部消してもいいという話になっちゃうけれども。

○田中委員 そうなのだけれども、助役なんて言葉も入っているしね。

○秋谷副議長 これ、5番だっておかしいものね。助役なんて言葉はもう。

○柴田委員長 議員控室ではなくて、今は議場なので、それを新しい事例として書き込むというのだったら、ありますよね。

○岩田議長 もあるけれども、女性議員とする必要が。

○柴田委員長 議場で花束を渡しているということになるわけだから。事例って難しいですね。

○秋谷副議長 助役のところを副市長に変えるしかない。

○柴田委員長 先例と事例とどう違うの。

議長。

○岩田議長 その後、市長が3人か4人、退職されていますよね。そのときには、花束はどうしているのでしょうか。

○田中委員 皆さんにあげているでしょう。

○柴田委員長 部課長の花束はよく覚えているけれども、市長のってどうしたのだけ。協議会にします。

[休憩 午後2時18分 再開 午後2時24分]

○柴田委員長 再開します。いいですか。

それでは、第13章慶弔のところの申し合わせについては、他の事例に合わせた表現とすることとして、花束を渡した例があるというふうにすることにします。よろしいですか。

副委員長。

○広沢副委員長 それ、ちょっと前の部分の、議場で謝辞（議長）をしというのは、残すということですか。

- 柴田委員長 議会閉会后、議場で謝辞をし。
- 広沢副委員長 そうというのは、議場で謝辞（議長）をし、花束を渡すというと、議長が花束を渡したみたいに見えてしまうと思うのです。
- 柴田委員長 議場で議長、何かお言葉述べましたっけ、この間。何かこの間。
- 岩田議長 議場で議長が謝辞をしたわけでしょう。
- 柴田委員長 謝辞しましたっけ。
- 岩田議長 誰に。
- 柴田委員長 辞められる皆さんに。
- 岩田議長 職員でしょう。それは、ないですよ。
- 柴田委員長 これ自体が、議場で議長が謝辞をしというのは余計だということ。
- 広沢副委員長 事例なので、これはいいと思うのですけれども、この書き方の問題なのですけれども、議場で謝辞をしたのは議長で、花束を渡したのが議員なのですけれども、この女性議員というのを取ってしまうと、議長が謝辞をして、花束を渡したみたいに読めてしまうのではないかという。
- 柴田委員長 徳本委員。
- 徳本委員 同じ懸念をさっき持ったのですけれども、主語を分けるのであれば、議員が花束を渡した例があると書けばいいのかなと思っています。
- 柴田委員長 そうですね。
- 秋谷副議長 それのほうが分かりやすい。
- 柴田委員長 そうすると、はっきり分かる。議員が花束を渡した例があるというので、よろしいでしょうか。
- 広沢委員 いいと思います。
- 柴田委員長 議員が花束を渡した例がある。議員を入れます。
次のページに行きます。
30ページはない。
31、ない。
32、ない。32ページまでですね。一応、よろしいですか。もう繰り返しませんけれども。
1時間近くたつので、10分ぐらい休憩して、いよいよ常任委員会のほうにかかりたいと思います。こちらについては、ありがとうございました。

〔休憩 午後2時27分 再開 午後2時33分〕

- 柴田委員長 議題の1は終わりということで、議題の2に。
徳本委員。

○徳本委員 先ほどの申し合わせの整理の中の29ページなのですが、先ほど、議場で謝辞（議長）をし、議員が花束を渡した例があるというふうにしたのですが、意味合いは変わらないのですが、主語が（議長）となっていると、ちょっと読みづらいので、この文章を、議長が議場で謝辞をし、議員が花束を渡した例があるとしてはどうかという意見です。

○田中委員 賛成します。

○柴田委員長 そのほうがすっきりするので、いいですか、読み方だけ。そのようにお願いします。ありがとうございます。いい提案で。

議題1については、以上で終わりとしします。

議題2です。これが、議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてが議題になりますので、今日は、委員会構成、所掌の見直しということ、まずやりたいと思います。サイドブックの資料は、今日の2-1のところ、該当の三つの会派から提案が出されていて、それが載っています。

具体的に、こういう委員会にしたという提案をされているのが、北総一揆、議長のところなので、恐れ入りますが、もう一回、このことについて説明をいただけませんか。

議長。

○岩田議長 委員会の構成ですけれども、皆さん同じ考えだと思っただけけれども、三つの常任委員会で大変バランスが悪いというか、一つの常任委員会に偏っているとか、議案もそうだし、陳情・請願もそうだし。なので、しろい未来からも、市民の声からも、この辺のバランスというか、ばらつきがあるので、この構成を考えてみてはどうかということなのですけれども。私のほうから、いろいろな例えを出させてもらいました。

まず、簡単というかな、一つは、今の三つの常任委員会、この三つのまま残して、その中を入れ替えるのが一つ。

それから、今、たしか会議規則では、議員は一つ以上の常任委員会に所属するかな、なっている、であるならば複数、例えば、予算審査、これ常任委員会です。今、特別委員会でやっていますけれども、予算審査の常任委員会を例えば8名とか10名とかにして、そうすると、当初予算も、補正予算も、全部それは予算の常任委員会で審査、審議をするので、であるならば、ほかの常任委員会は三つなくても、二つでいいので、それを例えば、総務と経済を一つにして、福祉と教育を、福祉教育は今のままで、総務と経済を一緒にするとか、あるいは、その三つ目にあるような、例えば、議会だより、これを格上げして常任委員会化して、広報常任委員会とする。これは議会だよりも含んで。

ただ、議会だよりは、今は常任委員会は全部ネットで配信しているのですが、あるいは、会議録を残しているけれども、議会だよりに関しては、そういうネット配信もしないし、会議録を残さないというのだけれども、だけれども、議会だよりも含んで広報常

任委員会にする。いろいろな考え方があると思うのですよね。なので、大きく分けると、今のまま三つの常任委員会の中の所掌する課ですかね。これを少しバランスよくして、三つのまま残すのか、あるいは、各議員が複数の委員会に入れるようにするのか、あるいは、予算だけ分けて常任委員会化するのか、そういう考えで、これを提案させてもらいました。いろいろなパターンがあると思います。

○柴田委員長 ありがとうございます。

ということで、ちょっとバランスが悪いから見直しをしたほうがいいなというところで、いざ具体的にしようと思うと、本当にいろいろなパターンがあるなということなのですけれども、これ一応、御覧になってみて、何かこれはどうなのかなとか、こうしたらとかいうような何かお考えある方おられますか。

田中委員。

○田中委員 私は、これを取りあえず、今の常任委員会の中で、どこの常任委員会に年間どのぐらいの議案とかが出ているのか。これ、やるとしても来年度ですよ。それを取りあえず見たいなという感じがあって。今、通常の常任委員会の傍聴とか自分でやったりなんかしている中では、どうしたって教育福祉、ここが非常に多過ぎると思っています。それで、比較的、総務と都市計の会議のところは少ない。だから、その辺のデータを見ながら、うまくばらすことができるのであれば、それもいいなと思っています。

それと、あまり多くになっちゃうのであれば、例えば、これをどういう形の組み合わせかは別として、例えば、六つぐらいの常任委員会にしちゃうとか、各々を二つに入るといようなやり方とか、いろいろ今後、組み合わせが考えられるのかなと。基本的には、一つの常任委員会が負担が大き過ぎるのは、やっぱりいかなものかなと。

ただ、それを承知で福祉のほうをやりたいという方だって、当然いるわけなのですけれども、そここのところの調整からと思って、ここに提出をさせていただきました。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 時間的な問題があるわけで。執行部との調整もあるし、1年後に常任委員会が変わるわけなのですけれども、3月議会には会議規則の改正をしなきゃ。そうすると、執行部の調整も考えたら、少なくとも10月ぐらいまでには決めないといけないわけ。そうすると、もう4か月、5か月しかないのです。もちろん、ここで今、決めるわけじゃなくて、持ち帰って何回も、四、五回やらなきゃいけないのだろうけれども、大きく常任委員会、三つのままにするのか、あるいは複数できるようにするのか、あるいは、予算を常任委員会がするのか、それぐらいだけでも決めて進めていかないと、今のまま、三つの常任委員会でこうしたらどうかというのが、もし聞いてもらえれば、私は腹案持っていますから、三つのままでいくのか、あるいは、予算は予算委員会で、常任委員会にするのか、その辺だけでも意見を出してもらった方がいいと思うのですけれども。

○柴田委員長 どうですか。確かに教育福祉がかなり多くて、田中委員がおっしゃるよう

に、どのくらいの議案数が出ているのかというので、それが結構大きいので、幾つの課を持っているかということもさることながら、それはデータとしてすぐ出してもらえるのかなという気もします。今日、決定ができるわけでもないので、それはそれで、一つ検討の対象になるかなと思うのですけれども。

田中委員。

○田中委員 定例会のときに、常任委員会の付託表が出ますので、そんなに難しいことではないのかなと思っています。

特に、例えば、今の状況でいくと、教育福祉なので、教育だけ取りあえず外すとか、福祉で1本にする。その教育をどこの常任委員会に持っていくとか、そういうような流れの中で、今、議長おっしゃったように、来年の交代時というのか、再編成時までやるのか、それとも3年後を見据えて今から準備していくのか、その辺かなと思いますけれども。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 これ、持ち帰って考えることになるだろうということなのですからけれども、そのために岩田議長に質問をしておきたいのですけれども。ばらつきというものについての考え方なのですからけれども、今、教育福祉が多いということで、負担が大きいということは、これは議案の本数なのか、あとは内容とか、審議するのにかかる時間とか、いろいろあるのですけれども、これは何を以て思いということをおっしゃられているのかをお伺い。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 前の4常任委員会から、四つから三つになったときから少し偏りがあったのですけれども、特にここ最近では、かなり教育福祉が多いのですね。それと特別会計もある。それに比べて、ほかは少ない。それも議案とか見れば、いつもの委員会の付託表を見れば分かるとおりに、ばらつきがあるのですよ。なので、このばらつきを是正するのであれば、今すぐここで提案できますから。

ただ、どうせ変えるのであれば、三つの常任委員会ではなくて、予算を別立ての常任委員会にするとか、あるいは三つを五つにするだとか、そういうことを議論した上で、どうするかとやっていただければ。

例えば、今は三つのままで、それを平準化というか、同じぐらいというのは、今、出せますけれども、これでどうかという提案はあります。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 それでは、そのバランス、これではどうかという提案を伺いたいのと、あと、先ほどの質問の続きになるのですけれども、本数だけでは図れないと私は思っています。要は、国から降りてきた、国が変わったから市に反映させるといようなものはいっぱいあって、軽い審査になると思うのです。ところが、中身をしっかりと議論しなくちゃいけないものは、1本でも時間がかかって、思いのほか、あとは、メンバーによって、すご

く発言が多い方が集まる委員会だと、どうしても長くなるから、重いだらうなと見られやすかったりとかということがいろいろあるので、一概に本数で重いとは言い切れないのではないかということと。

それから、そのバランスというのは整っていないなくても、ばらつきがあって、ある意味当たり前だと思うのです、捉え方も違うので。ところが、2年で交代することによって、何となく平準化、時間を4年という期間のくくりの中で平準化が図ればいいのかという考え方もあると思うのです。

例えば、決算とか予算等の委員会は、全員ではないですけれども、メンバーを入れ替えることによって、4年間で同じぐらいの負担感ということになっていると思うのですね。そういうことを考えますと、私は、今の時点ではですけれども、便宜上、同じような内容でくくっている今のくくりというのは、まずくはないし、むしろいいのかなというふうに考えていますので、その議長がおっしゃるバランスの良い配分という例を聞かせていただければと思います。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 広沢委員、確認します。じゃあ、広沢委員は、今の委員会のままで問題ないというふうに思っているわけですね。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 どちらかという、今はそうなのですけれども、新しい皆さんの御意見を伺って、議長の御提案を伺って考えていこうと思っております。

特に、特別委員会を常任委員会にすると、予算決算、その辺については興味があるというところです。

以上です。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 どっちから言おうかな。個人的な考えは、予算を常任委員会でするのがいいと思っているんです。今、予算も決算も特別委員会をつくってやっていますよね。それが半分ずつ交代ということなのですけれども、私はやっぱり予算というのは1本なので、常任委員会として、ここには10人と書いてあるので、10人でも、8人でも、9人でもいいのですけれども、常任委員会化すると、1年間は当初予算から補正予算を同じメンバーで審議していくと。要は、議案は1本ですから、今はばらばらでやっているものが一つでやっていると。

そうすると、これ、提案も書いてありますけれども、教育福祉常任委員会はそのままで、あとの二つを一つの常任委員会にする。全部で三つですね。そこに複数入る場合。そうすると、決算はどうするのか。決算は、今と同じように特別委員会をするのだけれども、例えばですけれども、予算の常任委員会を1年で替わる。その後に、また新しい予算審査。だから、1年ごとに予算委員会は替えていくというふうにするれば、4年間で予算に2回加

われるわけですから、予算委員会に入れたいということはないと思うのです。決算は決算で、そこに議長を入れるのか、監査委員を入れるのかというのは議論すればいいわけですが、決算は特別委員会にする。予算を常任委員会にして、1年ごとに交代するのは一つの考え方。

今のまま三つの常任委員会とするならば、ここに書かせてもらったのですけれども、例えば、総務と教育を一つにする。市民と福祉を一つにする。企画と経済を一つにするという考えで、これは当然、執行部との調整もあるだろうし、一つの部に今は例えば、総務企画だと、総務部と企画財政部で総務企画常任委員会のできるのだけれども、これを私の今のこの三つだと、部の中の課を分けるんですね。課を分けるわけ。それがちょっと執行部との調整があるのですけれども。

ただ、メリットというのと、部を分けた場合でも、その課が例えば、総務から市民経済部にこの課が移った場合には、所掌にはそのままなのです。課だから、そのまま。課が移っても、そのまま。ということは、例えば、具体例を言ってもいいのかな。ここにデータの中に入っているのですかね。

○柴田委員長 所管表。次のところ、2-2という資料が所管表です。所管表はあります。

○岩田議長 ありますね。

○柴田委員長 あります。

○岩田議長 そのこのページを見てもらって、例えば、今の常任委員会三つのままでバランス化するのであれば、総務教育常任委員会は総務部に属する事項と、それから教育。具体的に言うと、総務課、秘書課、公共施設マネジメント課、危機管理課、それから今、人事課になりました、人事課が増えました。会計管理者はどうするかは別として、監査をどうするかは別として、選挙管理委員会、それから議会事務局の所掌する事項、それから他の常任委員会の所掌に属さない事項、これが総務教育常任委員会。あとは、それプラス教育委員会、いわゆる教育部に所掌に属する事項ですね。これで一つの常任委員会。

次に、市民福祉常任委員会というのは、教育福祉のある福祉部の所掌に属する事項とありますよね、福祉部。それから健康子ども部の所掌に属する事項ありますね。それプラス、今、都市経済にある市民活動支援課と市民課の所掌に属する事項、この二つ、これを一つの委員会にする。

最後の企画経済常任委員会は、今の企画財政部の所掌に属する事項プラス会計管理者、会計課ですよね。プラス監査委員、これを総務にするか企画経済にするかで、監査委員の所掌する事項、プラス都市経済常任委員会の都市建設部の所掌に属する事項、プラス産業振興課、環境課、農業委員会、これを一つの常任委員会にするというのが、一つのバランスが取れるのかなという考え方です。

以上です。

○広沢副委員長 ありがとうございます。何か資料とかがあると、会派に持ち帰ったきに、

やりやすいのですけれども、取りあえず理解しました。ありがとうございます。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 簡単に言っちゃうと、総務企画常任委員会の企画財政のほうを外して教育を入れるということですよ。そうすると、バランスが企画財政より増えますよね。それが今度、市民経済のほうに企画財政も入っていくと、こういうことですよ。いいじゃないですかね。私は、そういうような形で、ある程度バランスを直していったらどうなのかなと。

予算的などころ、予算常任委員会になっちゃうと、自分のところの所掌するべき事案の中の一部にも、予算、特に補正なんかはなってくるのかなと思うのですよね。議案だけの動きだけでいいのか、そこに絡む補正予算も検討事項に今までどおりに残しておいたほうがいいのかなどというところもちょっとあるのですね。大分、楽になるのですよね、予算を外してくれると。

ただ、今まで見ていると、議案はないのだけれども補正予算だけはあったから、そこだけ審議したというのも結構あるのですよね。それがゼロになっちゃう可能性もあり得るかなと。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 私は、補正に関しては、常任委員会のほうがいいと思っています。

ただ、当初予算とか決算は、別の委員会をつくったほうがいいという考えでいますから、そうすることによって、例えば、補正と議案が絡むのも当然あるわけで、そうすると、やりやすいと思うのですね、そちらのほうが。だから、それだけ別立てにしてしまうというのは、全体としてはいいかもしれないけれども、特に今、私がやっているところなんかは、補正を除いてしまうと、全く何もなくなってしまうと思っているので。

○田中委員 ありましたよね。

○長谷川委員 その辺は考慮したほうがいいと思う。

○岩田議長 総務と経済、一緒にしちゃえばいいと。予算を別立てするのならね。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 この問題は、常任委員会が三つで、仕事の量が違うというような話、前々からずっとあって、検討をもう何度もされたのですよね。その都度はなかなかうまいこといかなかったというか。

でも、今回、岩田議長がすごく具体的な提案を出していただいて、こんな考え方があるのかと、すごい関心をしました。斬新な考え方もあるなと思って見ているのですけれども、ただ、私、この検討結果というところが、この委員会の構成について検討しているのだけれども、令和7年の3月議会に改正案が出て、令和7年度には委員会の改選に間に合うようにしよう。つまり決着つける期間って、もう決めちゃったのですよね、私たちの中で。

そうすると、先ほど議長がおっしゃいましたけれども、今は5月、今年の10月ぐらいに

は形つくらなきゃという話だと思うのです。そうすると、今現在、出されている中で、あれ、これどうなのだろうというような問題を一から勉強して、もんでいくというのは、時間がないかなという気がするのですね。

例えば、どういうことかという、一つは、この予算審査常任委員会ということです。せっかく予算審査は特別委員会をつくりました。決算審査も特別委員会をつくりました。これ始めたばかりで、あんなにごたごたしながら、やっと予算と決算については特別委員会がスタートしたばかりなので、もう少し定着するまでやってみたいなという気がします。

もう一つは、先ほど来、出ているように、補正予算です。この補正予算は常任委員会でやったほうが、議案と絡んだ補正予算もありましたし、そういった意味では、今の現状の補正予算の常任委員会の中でやろうというやり方が私はいいなと思っています。

もう一つ、議会だよりのことについては、広報常任委員会をつくるというのは、またいろいろと研究をしなければいけないかなと。時間が、あと5か月ぐらいでできるかなということがありまして、先ほど具体的に議長が提案なされた現状の三つの常任委員会の中身を考えるというやつのほうが、一番すぐに取りかかれるかなという気がしています。

以上です。

○柴田委員長 御意見ありますか。

田中委員。

○田中委員 私も、そんなに執行部のほうの御意見を聞くぐらいで、このパターン1に関しては、7年までにできるかなというような考え方あります。

ですから、取りあえず、今日いろいろな御意見出たのですけれども、それに対して執行部の対応が、こういう形でどうということ、その部の中から課だけ動かすというのではなくて、企画なんかは財政も一緒に入っている、部長さん1人です。総務教育も部長さん2人、市民福祉とか、大体いい感じに、このパターン1がなっているようなので、執行部のほうが、これでもいいよということであれば、これを7年ぐらいから何とかやるまとめはできるのかなと、こういうふうに思っています。

さっきおっしゃったような形の予算のところも、特別委員会の裏表でやりましょうということで、まだ片方しかやっていないような状況。

議会だよりに関しては、私は、ここまで委員会としてやるべきか、私自体が議会だよりはちょっとクエスチョンがある人間なものですから、例えば、ここにやられても、私はお断りする以外、方法ございません。

ですから、パターン1のほうを皆さんの同意が得られるのであれば、事前に動いてみたらいかかなと、こういう意見でございます。

○柴田委員長 どうですか。

ちなみに、予算の常任委員会化している議会というのは、千葉県内では印西が、あと鴨

川と匝瑳市、多くはないのですね。

常任委員会化するというのはどういうことだろうと、ぴんと来なかったので、印西の議員のほうに問合せをしてみました。そうすると、三つ常任委員会があって、さらに予算の常任委員会というのを2期ぐらい前に設けた。三つの常任委員会プラス予算の委員会というのは、22人中の10人とか12人がメンバーで、それぞれの会派から入ってきている。要は、当然二つ、2常任委員会にその予算の人たちは入っていると。当初予算からずっと出てくる補正予算、常任委員会の中でもむ。そして、先ほど議長がおっしゃったように、1年で交代すると。その予算を見た人たちが特別委員会で次の決算審査を見るというふうなやり方が定着をしているそうです。

議案一体の原則というのが昔からあって、要は、議案というのは分割してはいけないのだよということが原則として一応あります。それで、行政の実例とか、地方議会運営の実務とかも見てもらったのだけれども、1議案を2以上の委員会に付託するということは、よろしくない。予算不可分の原則は当然のこととして、2以上の委員会で分割審査すべきものではないみたいに書かれちゃっている。だから、法律として決まっているわけではないけれども、予算というのは一つの議案なので、それを分割しては好ましくないよというのは一応あるということをおきまえた上で、それでも分割して今までやってきたという経緯もあるということ踏まえた上での議論になるといいかなと思っています。

石井委員。

○石井委員 事務局に確認できるかどうか分からないのですけれども、今、委員長のほうから印西の例が上がりました。印西と同じような形態を取っている市町村は、県内にどれぐらいありますか。

○柴田委員長 事務局長。

○松岡議会事務局長 印西市は、四つの常任委員会で、そのうち一つを予算審査の常任委員会としているわけなのですけれども、それと同じ自治体については、匝瑳市と鴨川市。鴨川市は、予算常任委員会と決算常任委員会が別にございますけれども、常任委員会五つなのですけれども、そのうち一つが予算常任委員会、もう一つが決算常任委員会です。それ以外では、ございません。

○岩田議長 銚子は。

○松岡議会事務局長 失礼しました。銚子は、予算の常任委員会と決算の常任委員会があって、そのほかに三つの常任委員会があるということで、先ほどの鴨川市と同じ状況でございます。

以上です。

○柴田委員長 そういう前提には一応なっているけれども、今まで、やっぱり分割したほうがやりやすい、それぞれの委員会の所掌のところを見るのだから、議案があつての補正予算ということもあるので、そのほうがやりやすいということで、あえてやってきたとい

う経緯もあるわけなので。

改めて、予算の常任委員会というのをどうするかということだけ一応、確認をしたいなと思いますけれども。今までどおりのほうが、劇的に変えるのではなく、今までの所掌の見直しをする。せっかく決算審査、予算審査特別委員会、今、組み替えて、ちゃんとみんなが平等に当たるようにやり始めたところだから、取りあえず、これまでの範囲を見直すということでやってはどうかということの御意見は、今まで出ています。

そういうことで、予算の常任委員会についての御協議だけは決めたほうがいいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

田中委員。

○田中委員 先ほど申し上げたとおりです。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 予算の常任委員会については、今、正直悩んでいます。議案に絡めて予算の一部について深堀りできるというよさはあったのですけれども、態度が変わってしまうということがありますよね。その常任委員会で、その部分には反対したけれども、最終日には、全体としては賛成とか、そういう態度が変わってしまうというのは、外から見ると分かりづらいし、一括して判断できていたほうがいいかなという思いはありますね。

○秋谷副議長 私自身は、例えば、予算のことに関係すると、4日間、教育と福祉と分けているのですよね。ところが、委員会は福祉と教育が一緒になっちゃうので、そこをできれば、これ委員会四つになっちゃうのだけれども、私の考えでいくと。

ただ、たまたま昨日、おとといと、北総地区の定例会議やったのですけれども、皆さん、委員会の三つというよりも、四つとか、そっちのほうが多いところが多いので、その辺のところは、人数が今、議員は18人なので、その構成をもし四つに分けた場合、どうするのだという話にもなってくるので。今の18人だとすると、6人ずつで三つの委員会が適正といえば適正なのだけれども、予算委員会とか決算委員会を四つの4日間に分けて、教育と福祉分けているのに、委員会は教育と福祉、一緒に入っているのに、ボリュームが集まっちゃうのは当然なので。その辺のところをさっき皆さん言ったように、福祉のほうに、例えば、健康子ども部と福祉と分けるのもあれなのだけれども、その辺のところを皆さんの納得のいく形でやってもらえると、その辺のところ、ちょっとその辺のところ悩ましい。

○柴田委員長 分かりました。

長谷川委員。

○長谷川委員 要は、各委員会の所掌事務を変えて、さらに予算審査の委員会をつくるという考え方は、いいと思うのです。そうすることによって、予算を分割しなくて済む。

ただ、先ほど言ったほうに、議案と予算は分かれてしまう弊害は残るかもしれないけれども、一応、所掌事務を変えることに平準化して、さらに予算審査を加えるという考え方は、私はいいと思う。

○柴田委員長 先ほど副委員長、手を挙げていませんでしたか。

○広沢副委員長 もういいです。もういいというか、また新たに自分の中で考えるべきなので、大丈夫です。

○柴田委員長 今、二つに分かれている感じですね。悩み中の人もありますし。

あと、事務局のほうに確認をしたいのは、部長が1人なのに、所掌を変えると二つの常任委員会に同じ部の部長が出てくることになりますよね。そのことについては、どうなのですか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 今、御指摘の常任委員会を1人の部長が掛け持ちするというような状況になった場合には、それぞれの常任委員会に部長、出席しますので、今までだったら、1常任委員会に1日参加したものが、2回に分けて2日間、部長が参加するというようなことにはせざるを得ない状況かと思えます。

○柴田委員長 それは可能ということですか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 そういうやり方をすれば可能ですけれども、局のほうはどういうふうに考えるかというところは、確認を要する事項ではないかなと思います。

○柴田委員長 それでは、今日また何も決まらないのもあれだけども。

長谷川委員。

○長谷川委員 結局、予算審査の委員会を別にするとすると、さらにもう一回、部長が出てこなきゃいけないというケースも出てくるので、その辺は執行部との確認が必要だとは思っただけけれども、それで、こちらがやってほしいという要望を出すしかないと思うのだよね。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 この提案は、議会から見たバランスということなのではけれども、やっぱり同じぐらい執行部の合理性というか、効率も大事にしくちゃいけないと思いますので。例えば、パターン1とか、パターン4までありますけれども、執行部のほうが、どういう意見ですか、きちんと聞いてみたい。後日でもいいのですけれども、意見を伺ってみたいなと思いますので、そういうことできるのでしょうか。

○柴田委員長 要は、一つの部の中で所掌が分かれて、2日間出るようになるよということということですかね。

副委員長。

○広沢副委員長 このパターン1から4をそのまま執行部側で想定してもらって、回答を頂くというようなことです。いろいろ思いつかないような何かあるかもしれないですから。

○柴田委員長 それ聞いてもらうことは可能ですか。

局長。

○松岡議会事務局長 可能です。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 パターン1の場合は、先ほど議長がおっしゃっていただいたように、所管が総務と教育だよと。だから、部長さん2人だよという話になりますよね。市民福祉となると、またここにも部長さんが。要するにパターン1だと、部長さんが2日間は絶対出なきゃいけないという形になりますよね。

パターン2になって、予算審査常任委員会を特出しすると、今度、場合によっては、部長さん、3日間出なくちゃいけないということになりますよね。予算には全部長が必ず出なきゃいけないですもんね。というと、パターン2だと、部長が予算審査には全員出るのでよね。

○柴田委員長 パターン2だと、かぶる部はなくなりますよ。

○石井委員 結局は、パターン1もパターン2も、部長さんは2日間は必ず出るということですか。3日にはならないということですか。

○柴田委員長 3日にはならない。パターン1の場合は、課が分かれちゃうので2日出る部長さんが出てきてしまう。パターン2の場合は2日ですね。総務経済の部と、要は教育福祉以外が全部、総務経済に入るので、これで1日、教育福祉で1日。部が重なっていないので、部長さんが2回出ることはないわけですよ。だけれども、予算を設けると、予算はみんな交代交代で、執行部のほうが入れ代わり立ち代わりという形だそうですけども、そういうふうになるという。

パターン1かパターン2かというのと、結構、実現可能性はあるけれども、3、4になってくると、随分、委員会も増えてくるので、それでいいのかなと。

加えると、1常任委員会で1日というふうにとっているんで、委員会が増えれば増えるほど、会期は長くなるということになります。

議長。

○岩田議長 執行部に、この状況を示して意見を伺うのであれば、パターン、別に四つでなくても、五つでも六つでもいいのですけれども、どう変えてもいいのですけれども、正直言って、ここでいうと、パターン1か2の二つかなと思うのです。3と4は時間も大変なので。要は、予算委員会をするけれども、つまり、パターン2のほうは、予算委員会を別立てにすると、部はまたがらないですから、予算はまたがるけれども、今の教育福祉はそのまま、総務企画と市民環境経済を二つ一緒にするだけですから、部長はまたがないのです。

パターン1のほうは、先ほど説明したけれども、かぶるのは市民環境経済部だけなので、基本的には。あとは、ほとんどかぶらない。市民環境経済、三つが一緒になった分ですから、どうしても仕方がないのだけれども。さっきも言いましたように、この市民環境

経済の中で、市民に関するものと産業経済に関するもの、これに分ければ、この市民環境経済部長は二つの常任委員会に出ることになりますけれども、あとの部長は一つだけでいいんじゃないかと思っています。

なので、パターン1か2かを今後、決めてもらえばいいと思います。

○柴田委員長 ということです。パターン1で確認したいのは、執行部のほうで、そういうふうに部が、課によって出る委員会が二つになる部長さんが、可能性があるということですが、それで望ましいのかどうか、そういうことというのはありなのかということ。でも所掌が変わることもありますからね、今後、執行部のほうが。でも、取りあえず、今の現状が続くとすると、そういう出方というのは、ありかどうかということの確認ですね。

それとあと、先ほど田中委員がおっしゃっていた議案の数で比較すると、どのくらい各常任委員会で違ってきているのかということも参考となるので、それは出してもらえないだろうかということですかね。

一応、宿題として、これだけは確認をしておきたいなという部分かなと思いますけれども。

田中委員。

○田中委員 このところに、バランスが悪いというのは検討の必要があるじゃないと書いてありますね。こういうことを今、議運で考えているのだけれども、その中で、パターン1、パターン2かなというところまでおっしゃった上で、執行部のほうのお考えをお伺いしたいと。

そこの中の問題は、例えば、市民福祉常任委員会をつくった場合に、部内の課が、こっちの常任委員会、こっちの常任委員会と二つに分かれる可能性があるので、その辺の御理解はどうでしょうかとかというような形で一度投げている間に、事務局のほうに、先ほど申し上げた議案とかの数、それも補正予算の数まで含めた数字を出していただければ、もっとも議論が進んでいくのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○柴田委員長 皆さん、それでよろしいですか。

つまり、パターンの1と2で検討しましょうよというところまでは進んだと。1と2で、3と4はあまりに多くなってしまうので、これは除外しましょう。1と2を検討するに当たって、課の構成で部長が二つの常任委員会に出なくてはいけない場合が生じるけれども、そういうのはどうかということを書いて、聞いてもらおう。こういう二つのパターンを考えているけれども、こういう状況どうでしょうかというのを書いてみてもらおう。

一方で、今、現状の教育福祉なり何なりの委員会ごとの議案の分かれ具合を過去1年ぐらい遡ってもらって、議案数出してもらおう、それは事務局にやってもらおうということで、いいでしょうか。

一応、ここまででよろしいでしょうか。

議長。

○岩田議長 そうしますと、パターン2は分かると思うんだけど、パターン1をさっき私、口頭で申し上げたのですけれども、これを整理して表にして、これはあくまで案だから、次の議運のときまでに、例えば、総務教育は、この課とこの課とこの課ですよ。今までのこの課だと、いろいろな議案とか、そういうボリュームはこのぐらいですよ。市民福祉常任委員会は、これとこれとこの課ですよ。これまでのボリュームはこんな感じですよ。企画経済は、この課とこの課とこの課が所掌して、こんなものですよというのをお示しして、それから、これはもうちょっとというのを議論すれば、やりやすいのかと思いますけれども。

○柴田委員長 また資料作成をお願いすることになりますけれども、具体的にイメージが湧くように、一覧で、総務部というのは何と何と何があって、今こういうふうになっていますが、これをこういうふうにしたらというのがイメージができるような表を作っていたらいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、執行部に聞いていただくことと、よろしいですか、そういうことで。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 これは、近いうちに決めたいと思うけれども、次は議会が入ってからですかね。議会の期間中に必ず集まって協議するとか、必ず集まりましようみたいなことを決めておいたほうがいいかなと思うけれども、取りあえず、5月の29日でしたっけ、6月議会のための日程調整の議運は。そんなに議案ないか。そこまでに資料って整理できますか。難しいですか。もし難しそうだったら言ってください。もし資料ができそうであれば、それを基に、議運の日程調整の後に少し進められたらというぐらいで。6月議会の期間中に必ず1回開いて、もっと具体的にしていこうというところで、どうでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それは、よろしくお願ひいたします。いいでしょうか。

あと少し。これが、まず常任委員会のことですね。

最後で、オンラインによる会議開催について。これが、とても決めきれないとは思いますが、取りあえず、1月27日に協議したのが最後になっています。1月22日にも、オンラインの会議について、資料、議運のサイドブックスのほうに結構載せてもらっていて、そのときは、全国市議会議長会がオンライン会議について、委員会条例及び会議規則の改定するひな形を送ってきていたのですよね。オンライン会議とかするのだったら、こういうふうな感じで直したらどうでしょうかとか、第15条に付け加えるとか、そんなようなことの説明で終わりました。

というのは、300万円の請負についての条例を制定することに急遽なったので、そちらのほうが優先順位が高くて、そちらにずっとかかっていたので、オンラインについては、ずっとやっていないです。

これも前の議運からの引継ぎなので、そろそろ具体的に着手できるかなと思ったので

すが、1月27日の時点では、全国市議会議長会が2月8日に正式にオンライン会議についての決定をするので、またそこで資料を送りますというような発信があったので、その当時は2月8日に決まった後に、各自治体に送られてきてから、最終的なものを見てから考えたらどうでしょうねという意見が出まして、それもあって、そのままになっています。

今回、議会事務局のほうに調べてもらったら、抜粋したものが今回の資料に載っていますけれども、オンライン会議だけでなく、議会のオンライン化ということについて、物すごくたくさん、いろいろなことが送られてきていまして、とてもそれは見切れないので、今回はオンライン会議についてのみ、あとは会議規則と委員会条例の改定についてのみ載せてもらいました。

資料としては、2-3、改正概要。まずここで会議規則と市議会委員会の条例の改正について。

改正のポイントがあって、議会のデジタル化に関するものと、その中にインターネットで陳情を出すときどうするとか、議事日程配付するときどうするとか、そういうようなことが1番目。

2番目で、オンライン委員会に関する規定。今、検討しようとしているのは、この2番のところだけなのです。なので、まず本当にこの2番、オンライン委員会について、どのようにするかということを決めていかなくちゃいけないのですけれども、どういうふうに進めようかなと。ひな形ができていて、全国的にそういうふうな流れになっているのであれば、オンラインの会議ができるようにしておくというのも一つかなと。このときは駄目とか、あのときは駄目とかいうと、また永遠に決まらなくなるので、オンライン会議は、やろうと思えばできるというような状況に、せめてしておいたらどうかというふうに、さっき思ったのですけれども、皆さん、具体的に何かありますか。

標準市議会委員会条例の15条の2というのが、その該当の改正の案分なのですけれども、それは次の資料に載っています。市議会会議規則15条の。何か抜けていない、これ。委員会条例のほう。次の次の資料。15の2。15条の2というので、これ1月にも載っていたのですけれども、15条の2が、委員会の開催方法でオンラインによる方法を定めているのですよね。追加ですね。15条が会議の開催についてという状況に、15条2というのが加わっている。

最初の15条の2というほうは、大規模な災害とかの、重大な感染症とか、そういうようなときだけ開きますよということの決め事で、その15条の2では、もっと下のほうへ行くと、15条の2、参考とありますよね。これが、オンライン委員会の対象を育児とか、介護とか、そういうようなものにまで広げた場合の参考が、この下に書いてある15条の2の、何か二つの事例。どちらの場合も想定して、二つの事例を全国市議会議長会としては、ひな形として送ってきてくれていて、どちらにするかで参考にする条文が変わってくるという状況。

最初のほうの災害とかのときは、この15条の2の最初の2項、3項、4項があって、委員会の開会方法、育児や何かも含める砦みたいなケースの場合は、このページの一番下の15条の2から、次のページの大規模な災害の発生に加えて、育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集する場合に参集することができるというようなことが付け加わっています。

委員会、オンラインができるような状況にしておくということは、別に開かなくてもいいわけで、取りあえず、受け皿は設けておいたほうがいいのかという気がするのですけれども、そうすると、どっちというふうになりますよね。大規模な災害とか感染症のときのみ限定する。あとは、ちゃんと来てくださいますか、あとは、育児とか介護とかでどうしても出られないけれども参加したいという場合も認めてあげる。あくまで、これオンライン会議は、正式の議運と常任委員会までです。議会だよりとか、そういう委員会は、もう既に開催したりしているので、そうじゃなくて、正式な常任委員会についてどのようにするかということを考えていただきたいということです。

石井委員。

○石井委員 これ、委員長、どこまでやろうとされているのかというところ確認なのですが、この資料2-5、(新旧)標準委員会条例のこれを見て、委員長、お話しされたのですよね。15条の2の2、3、4までにするのか、15条の2、参考の次のページも行っての4まで、この二つのパターンのどっちかにするかという。つまり、この委員会条例の一部をどういうふうに変えますかということは今、議運で決めようとしているのか、そのもっと先まで進んで、具体的にやろうとしたらどうなるのかというところまで話を進めようとしているのか、どこまでやろうとしていらっしゃいますか。

○柴田委員長 具体的にやろうとするというのは、前の議運のときに1回試しをやっているのですよね。

前回、議運のメンバーだった方、徳本議員だけですか。田中議員は違ったっけ。徳本議員は入っていたよね。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 私と2人だけなので、やるにしても、もう一回、オンラインで会議するとどうなるというのを実際にやってみたほうがいいかもしれないとは思っています。じゃないと、ぴんと来なくて、全く進まないということもあるかもしれないので、そこら辺について進め方、御意見頂きたいのですけれども、どうですか。

石井委員とか、どうですか。やっぱりやってみたほうがいい。

○石井委員 だから、進め方がよく分からなかったのですけれども、この条例の一部改正の15のこの二つのパターン、どっちにするという条例改正のことだけをやろうとしているのか、条例改正するためには、具体的にもっとこういうふうにしよう、ああいうふうにしようというものをたたき上げて、条例改正につなげていこうとしているのか、そこら辺

が分からないので、どうしたらいいのかなと思っていますけれども。

○柴田委員長 私も今までも、振ってもなかなか進まなかったので、じゃあ、どういうふうにみんな進めたいのかな。

ただ、1月のときの会議では、結構具体的に意見出たんですよ。病気とか入院しているときに、何か講演会とかがあったときは一緒に見させてもらいたいけれども、ふだんはちゃんと出てくるべきではないのかという意見は出ていました、この間。だから、こういう場合はどうなのということが煮詰まってきた場合に、ひな形のほうの15条の2の感染症と災害だけに限るのか、もっと広げるのかというところまでも、そこが決まってくるのかなと思いますけれども、どうですか。

副委員長。

○広沢副委員長 進め方としては、オンラインの開催の条件をまず決めると。災害時とか感染症がすごく大きくなってきたときだけにするのか、それとも、育児、介護も含めるのかという、その条件をまず整えることの議論が先で、そこから、その規則の改正について話し合われ。そのときには、他市の事例なんかも参考にしながら、実務的なことを話し合っていくと。その後には、最後、技術的の環境整備とか、そういうところまで話を進めていけば、まとまるんじゃないかなと思います。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 この15条の2ですか、オンライン会議は、やらなくちゃいけないということなのか、基本的には。

○岩田議長 そんなことはない。

○田中委員 そうですよ、任意ですよ、これね。だから、やるのであれば、そこからスタートかなと私は思っています。オンライン会議、必要ないよねとやるのか、そうじゃなくて、こういうふうに書いてあるところの、ごめんね、もしかしたら戻っちゃったかもしれないけれども。

○柴田委員長 戻っちゃっている。

○田中委員 それで15条の2で、その介護とかというので、そのやつで行くのか、その15条の2にプラスアルファしたほうで行くのか、そういうような決め方じゃないのかな。

○柴田委員長 副委員長。

○広沢副委員長 オンラインが必要かどうかというのを考える上で、要は、災害のとき必要かどうか、介護福祉で必要なのかというような論点で話すしかないと思うのですよね。

○柴田委員長 私が、別にどうする。申し送りとしては、オンライン会議は開催すると。それに、その後について託されているとあって、開催するというのまで覆しちゃうと、全部ゼロからになってしまう。

○田中委員 ですから、その確認をしたかったわけです。オンライン会議をやるのが議運で決まっていますよと。やるのであれば、こういう資料があるので、15条の2の附属

のないほうだけで白井市は決めていくのか、それとも、介護とかのところまで入れていくのかというような話であれば、当然、私はこっちとかというような考え方がるので、その辺のところで行くと委員長がおっしゃるのであれば、今日、結論出ないとは思いますが、ちゃんとした意見をまとめて、次のときに述べさせていただこうかなと思っております。

本当にこれが必要なのかというところ、ちょっとあるので、介護やりながら本当にできるの、育児やりながら本当にできるのというようなところもあるので、どのような表現にしたらいのかというところを勉強したいなというふうに思っています。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 今、委員長言われましたように、オンラインによる会議開催、これは前の議運から申し送り。前の議運では、オンライン委員会制度を導入することは決定したのですね。具体的ところが整わなかったので、改選後の議運に託されたわけですがけれども、もう一回、前の議運では導入を決定したのだけれども、ここで再度、導入することが決まった上で、今の議運もそれに沿って進めていくと。

であれば、最初のほうの全員のオンライン会議というのは、災害時とか感染の大発生だから、ここには来れないと。各自宅とか、違う場所で一斉にやるわけじゃないですか。そうする場合は、委員長も自宅からとかになるわけですね。それが一つのパターン。

もう一つは、ここで委員会やっているのだけれども、この中の1人だけが自宅とか病院とか田舎から参加するというやり方。それはどういった事由を認めるのかということなので、これを一つだけにするのか、もう一つのほうのここで委員会やっているけれども、ほかから1人だけ参加することを認めるのか、それをやらないと、それ認めるといったら、かなり大変なことです。この条例や規則もそうだし、実際に何回も、何回もやってみないと、本当に大丈夫、病院から、それは治療に専念しなさいとか、子育てであれば、子供さんがあやしたり動いているところで、本当に委員会に集中できるのかとかあるじゃないですか。だから、そういうのも、もう一回、順番立てて、どうやって進めるのかということを検討したらいいと思うのですけれども。

○柴田委員長 そうすると、今、議長がおっしゃったように、全員が感染症とか災害で来れない場合の開催というのと、あと、委員会開催して、これが前、お試しでやったことなので、委員会開催しているけれども来れない人がいる、その場合、その当時やったのは、どんなふうな見え方なのか、どういうふうに写ったら分かりやすいのかというようなほうに議論は集中しちゃったのですけれども、確かに、どういうケースをそういう人に対して認めるかというのは、議論、煮詰まっていなくていいところでは。

なので、さっき副委員長がおっしゃったとおり、どういうことについてやるかということから入らないといけないのかなと思います。

ただ、オンライン会議は開催するということは決まっているので、取りあえず、大前提

として、災害とか何か必要に迫られたときにオンライン会議するということになるのかと思いますけれども、どういうケースのときに、それを開催するというを想定するかということから入っていくことになるのかな。その場合は、まず全員のとときですよね、それと委員会のときという形になるのかなと思います。

そういう感じの進め方で、一応いいでしょうかね。全員のとときはどうする、委員会のときはどうするとなると、またこれが条文が変わってくるのかな。これ委員会だから、委員会条例の開催だから、委員会なんだよね。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 あくまでも委員会の条例の改正なので、委員会をオンライン会議で開催するとき、どうするかの話合いをすればいいと思っていますから。そういう考えです。

○柴田委員長 全協で全員の会議の話合いなんかしないですよ。協議会で。

〔休憩 午後3時42分 再開 午後3時56分〕

○柴田委員長 再開しますね。もういいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 随分時間たちましたので、オンライン会議については、いろいろ意見が出て、まとまり切らないところもありますので、次回、また改めて、いろいろなケース、想定されるケースとか、あと、具体的に、こういうときどうするのだろうというのを皆さん、ヒアリングなり何なりしていただいて、今、今日のこと、とにかく開けるような状況にするというのがいいんじゃないかという意見も出てきたところなので、その先が進められるといいかなと思いますので、次回、また引き続き協議よろしく願いいたします。

長いことありがとうございました。いいですか、まとめはこれで。

ほかに、その他について議題としたいのですけれども、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に、議長から何かありますか。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局からは何かありますか。

○松岡議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 では、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ました。

閉会 午後3時58分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長